

# 市町村で受けられる支援

精神障害をお持ちの方も、住み慣れた地域でのくらしを支援するため、利用頻度の高いサービスを、居住地の市町村で受けられるようになります。

## 福祉サービスの利用 に関する相談

- ・居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）、社会復帰施設、社会適応訓練事業の利用に関する相談等が受けられます。
- ・必要に応じて、サービスの利用のあっせんが受けられます。

## 通院医療費公費負担、 精神障害者保健福祉手帳

- ・申請等の手続きができるようになります。
- ・通院医療費公費負担制度により、外来で精神科医療を受ける際の、保険の一部負担金が軽減されます。
- ・精神障害者保健福祉手帳の取得により、通院医療費公費負担を申請する際の審査が免除されます。また、ホームヘルプサービス等の保健福祉サービスを受ける際の参考資料となることや、所得税、住民税等の障害者控除等が適用されるなどのメリットがあります。

## 精神障害者居宅生活支援事業

次の3つの事業をいいます。

# 1

### ホームヘルプサービス(精神障害者居宅介護等事業)

日常生活を営むのに支障のある精神障害者の家庭等をホームヘルパーが訪問して、掃除、調理などの家事援助や通院の付き添い、日常生活に関する相談などを行います。住み慣れた家庭や地域社会での日常生活を応援します。

(利用できる方) 原則として次の方です。

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- ・精神障害を支給事由とする障害年金を受けている方。

(利用方法)

市町村が発行する利用者証をホームヘルパーを派遣しているところに提示して、利用契約を結びます。また、所得に応じて利用料が必要となります。